

- ① 参加者の問題意識等共有
- ② トラック物流の概況、2024年問題の背景について
- ③ **西日本4局トラックGメン合同パトロール報告**(近畿運輸局他説明)
- ④ 経済産業省の物流政策について (近畿経済産業局説明)
- ⑤ 参考資料紹介
 - ⑤-1 事前にいただいた問題意識等 (詳細)
 - ⑤-2 最近のトピック (各省報道発表資料等)
 - ⑤-3 政策パッケージの進捗、補助金情報、R7予算関係
 - ⑤-4 トラック輸送の原価計算・運賃交渉関係資料

商慣行見直しに向けた執行力の強化（トラックGメンの設置）

トラックGメンが設置され、荷主・元請事業者への監視体制を強化



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

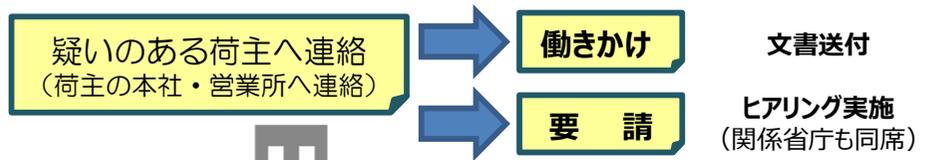
トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① **ヒアリング**（訪問・電話）
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② **パトロール**（現場の状況確認）
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ **フォローアップ調査**（パトロール時に実施）
 - ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
 - ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」



- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整 等
- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示
- ✓ その後のFU 等

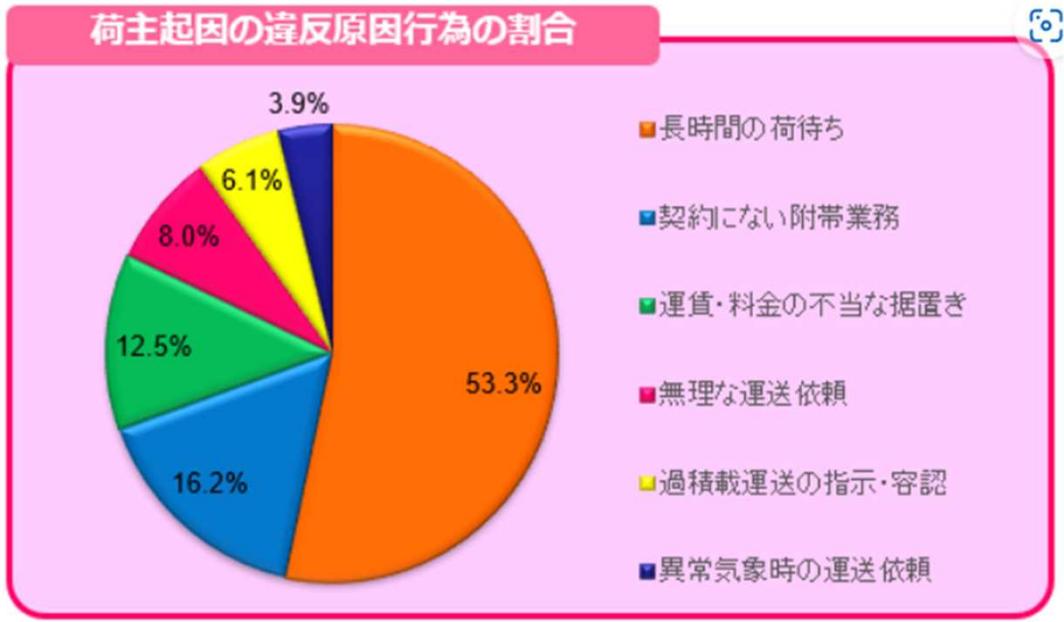
トラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果

トラックGメン設置後、荷主等に対する是正指導実施件数が飛躍的に増加しました。

「是正指導」を実施した荷主数

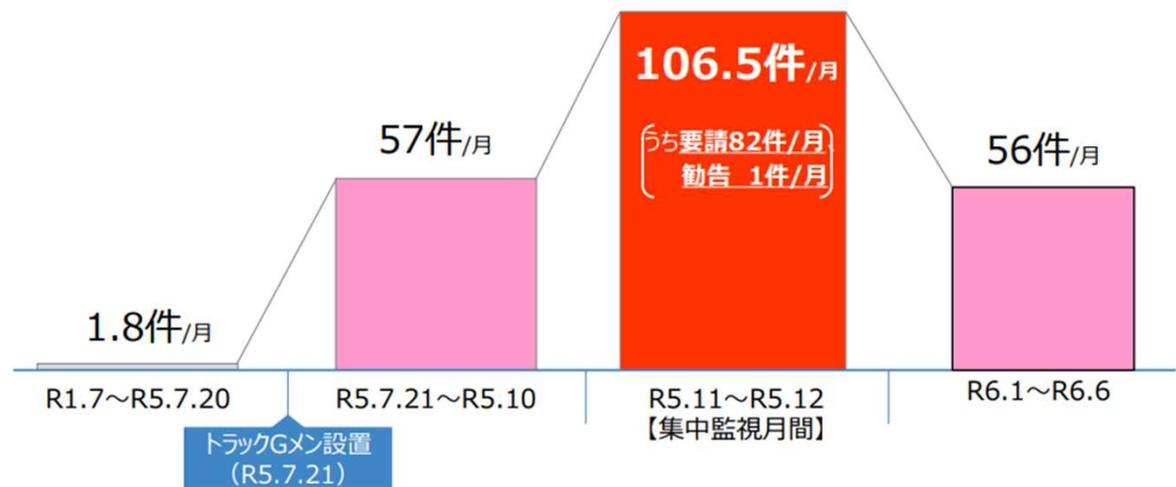
対応内容	荷主数	内訳
勧告	2	(荷主1、元請1件)
要請	174	(荷主88、元請81、その他5)
働きかけ	635	(荷主423、元請193、その他19)

計811件の法的措置を実施
(令和6年6月30日現在)



<月当たりの「是正指導」(働きかけ、要請、勧告) 平均実施件数>

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



今般「是正指導」(働きかけ、要請、勧告)の**対象となった荷主等**については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

働きかけを契機に改善が行われた例

○長時間の荷待ち解消

- ・入庫混雑時間帯の分散や荷受け開始時間の前倒し、仮置きスペースの確保を実施
⇒長時間の荷待ち状況が大幅に改善。（着荷主が対応）
- ・専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定(17:00の定着化)
⇒平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善（元請運送事業者が対応）

○依頼(契約)になかった附帯作業

- ・作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結
（元請運送事業者が対応）

○適正取引における運賃・料金等の不当な据置き

- ・燃料サーチャージ全額支払、トラッシュ比率分差引きを廃止（真荷主事業者が対応）

○過積載運行の要求

- ・協力会社と調整を図り、一部4 t車両から大型車両へ変更（元請運送事業者が対応）
- ・積荷重量を把握できる配車システムを構築（元請運送事業者が対応）

全国のトラックGメン活動状況 (令和6年6月30日現在)

全国のトラックGメンがトラック事業者の声を聞き、荷主等に対する是正指導を実施しています。

○トラックGメンの活動状況

トラック事業者に対する
電話調査や訪問調査 (全国)



トラックドライバーへのヒアリング
(中部・中国・九州)

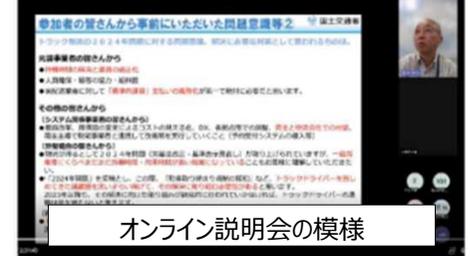


大型車駐車スペースがあるコンビニ駐車場
高速SA、PA

荷主へのパトロール(荷待ち状況の現地確認等) (全国)



トラック事業者・荷主に対する
説明会



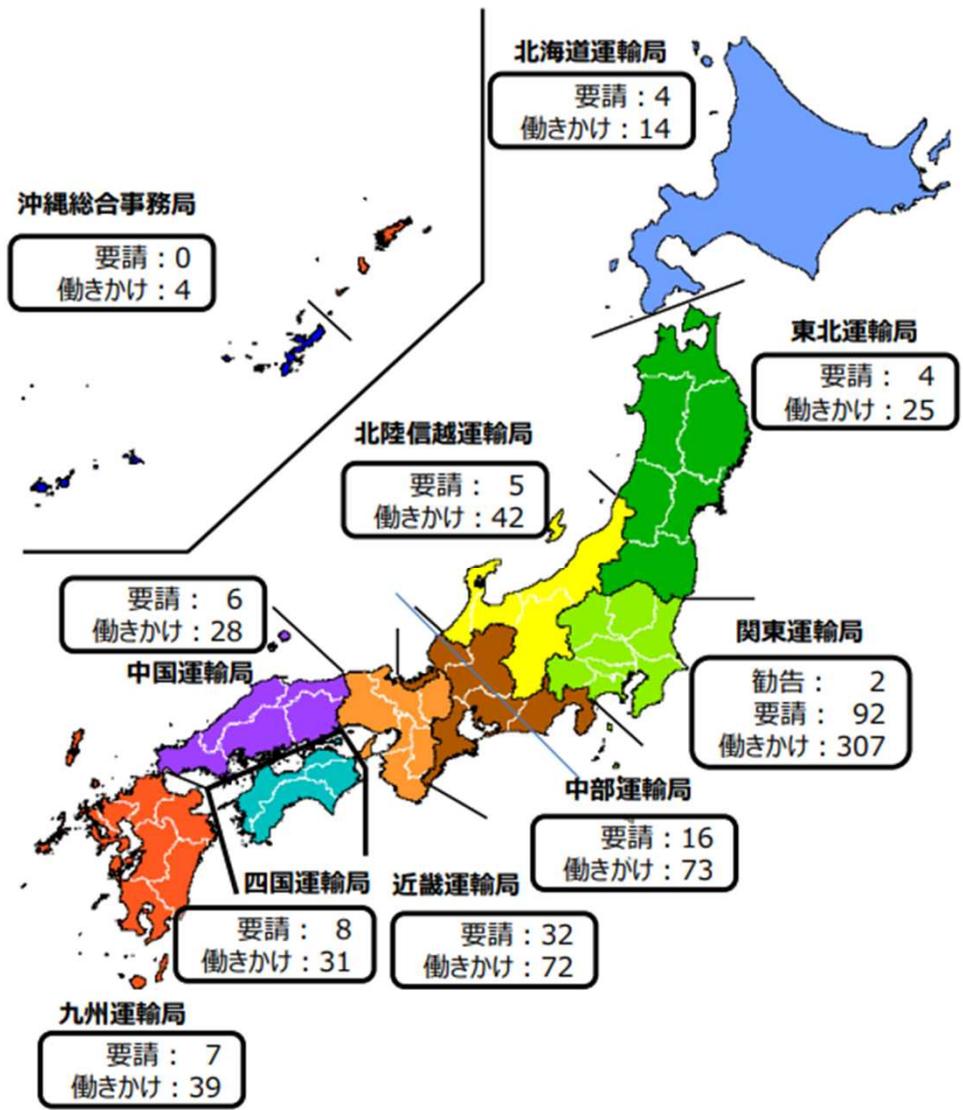
オンライン説明会の模様

トラックGメンのチラシ配布 (全国)



〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉

※数値は要請、働きかけが行われた、各ブロックに本社を有する荷主等の数



国土交通省トラック荷主特別対策室主催オンライン説明会

トラック事業者・荷主の相互理解に向けて、「何回も」、「わかりやすく」、「有益な情報を提供」

【第1回～第14回の累計参加者数】 **延べ2,400名** 全国からトラック、発着荷主他関係者が参加

Gメンが毎月1回午前午後に実施

2024年問題の背景を説明

国会の動き等最新情報を紹介

参加者の皆さんから事前にいただいた問題意識等②

トラック物流の2024年問題に対する問題意識、解決に必要な対策として思われるものは。

元請事業者の皆さんから

- 待機時間の解消と運賃の適正化
- 人員確保・顧客の協力・給料面
- 実配送業者に対して「標準的運賃」支払いの義務化が第一に絶対必要だと思います。

その他の皆さんから

(システム関係事業者の皆さんから)

- 意識改革、高償額の変更によるコストの見える化、DX、各拠点間での調整、荷主と物流会社での対話、荷主主導で物流事業者と連携して改善策を実行していくこと（予約受付システムの導入等）

(労働組合の皆さんから)

- 物流が滞るとして2024年問題（労基法改正・基準告示見直し）が取り上げられていますが、一般労働者にくらべまだまだ労働時間・拘束時間が長い規制になっていることもお客様に理解していただきたい。
- 「2024年問題」を契機とし、この際、「駐車取り締まり規制の緩和」など、トラックドライバーを苦しめてきた諸課題を洗いざらい掲げて、その解決に取り組む必要性があると思います。2025年以降も、その解決に向けた取り組みが継続的に行われていかなければ、トラックドライバーの退職は後を絶たないと考えます。

(行政官士の皆さんから)

- トラック利用運送並びに貨物利用運送事業者への法に合った適正運用。運送管理台帳はすべての事業者へ義務付け、デタコタの義務化。

参加者から寄せられた問題意識を紹介し、共有するGメン。

時間外労働の上限規制設定の経緯

走って稼ぐドライバーがいるのも分かるが、「誰でも働ける環境」を作るため上限規制が必要

労働政策審議会労働条件分科会での議論

- 運輸・郵便業は他産業に比べ週労働時間60時間以上の雇用者の割合が特に高い。
- **収入を確保するために長時間労働によって収入を確保しようとする労働者がいるのも現状。**
- しかし労働者が入りやすい業界の環境を労使双方でつくり上げる必要がある。
- 鍵を握るのは高償額の改善。課題の解決に向けて、業界・企業の枠を超えた協力が不可欠。
- 荷主企業の協力といった全体の対策も含めた取組が改善基準告示の遵守につながる。

労働政策審議会にて必要性確認

- 人口減少社会において、誰でも働ける環境を整える必要がある。
- しかし日本の現状は長時間労働者が多く、健康の確保や仕事と家庭生活の両立が困難。
- 「過労死ゼロ」、女性や高齢者が働きやすい社会の実現のため、**長時間労働是正が必要。**

働き方改革関連法(2018(平成30)年6月29日成立)で必要性明記 (法案提出理由)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため時間外労働の限度時間の設定(略)等措置を講じる必要がある。

国会での質疑より

Q. 改正法の執行体制は。(4/25参国交委 立憲民主党 小沼議員)

A. 令和6年3月21日の衆議院本会議で、経産大臣、農水大臣が出席されてしっかり3省連携していくという答弁があった。実際そうなるように国交省が頑張っていきたい。(斉藤国土交通大臣)

Q. 荷主の指導に対する経産省、農水省の見解は。(3/21衆本会議 公明党 国重議員)

経産省は、これまで国交省、農水省と連携を進めてきた。荷主に対する措置を一層強力で推進していく。(齋藤経産大臣)

農水省はこれまで国交省等と協力を推進してきた。荷主の意識、行動の変革に積極的に取り組んでいく。(坂本農水大臣)

参加者から寄せられた問題意識（一部）

- 着荷主の理解と協力が必要で、それを理解、納得させる術が必要（発荷主）。
- トラック集車が徐々に難しくなっている（発・着荷主）。
- 受注量の増加により手配が困難になる事を怖れている（元請トラック事業者）。
- 各所で積み残しが発生する可能性が高い（物流システムベンダー）。
- 納入トラックと契約していないので荷待ちコントロール不可、発荷主の責任では（着荷主）。
- バース予約システム、予約枠の不足による配車担当者の早出対応（発荷主）
- 小規模着荷主での附帯作業要求に苦慮。説得しているが理解されない（発荷主）。

荷主の事務所、物流拠点に対する「荷主等パトロール」の実施

積極的にパトロールを実施し、労働環境改善と適正運賃収受への理解を呼びかけています。

全国各地でパトロールを実施

パトロール動画



パトロール先拠点数約**2,200**か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。

(R5.7.21~R6.10.10全国)

(実施例)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
 - ・ 違反原因行為の防止を呼びかけ
 - ・ 荷待ち状況の実態確認
 - ・ 運賃交渉への誠意を持った対応を要請
 - ・ 要請を受けた荷主等の改善状況を確認
 - ・ オンライン説明会への参加を呼びかけ

違反原因行為の例

常態的な長時間の荷待ち



無理な運行依頼



運賃・料金の不当な据置き



契約にない附带業務



上記のほか、異常気象時の運行依頼、過積載運行の強要なども違反原因行為として是正指導の対象に。

荷主等パトロールの具体例

荷主等へのアポなし訪問・説明



荷主等をアポなしで訪問し、オンライン説明会、2024年問題解決に向けた荷主の協力の必要性などについて説明。

荷待ち、附帯作業等の現状確認・指導



荷主の拠点等現場に出向き、荷待ち、契約にない附帯業務等の有無や程度について確認。

荷主への指摘、要請対象のフォローアップ



違反原因行為の疑いが現認された場合は、認識を確認の上指摘。また要請を受けた荷主の現場で改善状況の確認も行う。

トラックドライバーへのヒアリング



高速道路SA,PA。道の駅、コンビニ、自動車事故対策機構(NASVA)などで運転者の話を聞き、情報提供を呼びかけ。

西日本トラックGメンによる広域連携

(西日本4局トラックGメン合同パトロール)

実施結果報告

(近畿・中国・四国・九州運輸局トラックGメン)

西日本トラックGメンによる広域連携

(西日本4局トラックGメン合同パトロール)

西日本の各運輸局が連携の上、大消費地の着荷主に働きかけを実施

中国・四国・九州発の貨物の多くは大消費地である近畿（大阪・兵庫）の着荷主に納品され、そこで常態的な荷待ちや附帯作業などの違反原因行為が行われており、日頃「目安箱」にも多数の投稿が寄せられている。

しかしその多くが連絡先不明や連絡不可などで、働きかけ、要請などの「是正指導」に結びついていない。

そこで、現地調査の実施とともに、こうした「声」を荷主に届けるため、近畿・中国・四国・九州の各地方運輸局が連携し、**令和6年9月25,26日に、大阪市内において、西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施した。**

大消費地で活動する中国、四国、九州のトラックドライバーに実状をヒアリングし、**荷待ち、附帯作業等の違反原因行為の実態を調査。**

各運輸局のGメンが連携して大阪等の主な**荷主に対するパトロール（アポ無し訪問）**を実施し、トラック事業者・ドライバーの「声」を届ける。



合同パトロール実施のメリット

集団効果：数の優位で、荷主への説明を有利に進める

エリア匿名性の確保：特定エリアのトラック事業者・ドライバーを対象とした仕返し、犯人探しを防ぐ。

機動力：一度に多くのポイント(荷主拠点)を捕捉。



2日間で33箇所をアポ無し訪問(うち27荷主に接触・説明)。他3荷主に対し働きかけ、ヒアリングを実施。

1日目：9月25日(水)

- 顔合わせ、班編成(A~D, 4班体制)、事前ミーティング
- トラックターミナルにおけるドライバーヒアリング(A班のみ)
- 荷主等パトロール(B~D班※午後よりA班分散して合流)
- 終了ミーティング(結果報告)

2日目：9月26日(木)

- 事前ミーティング
- 荷主に対する働きかけ・事実関係ヒアリング
- 荷主団体に対するヒアリング・意見交換
- 終了ミーティング

合同パトロールの様子①



事前ミーティング(当日の動き等説明)



班編成、顔合わせ、段取り打ち合わせ



荷主訪問直前の段取り打ち合わせ



荷主訪問 (4局合同)

合同パトロールの様子②



荷主に対する説明



トラックターミナルにて待機状況等確認



荷主団体へのヒアリング



荷主の協力・取組みの必要性を説明

合同パトロール配布物（荷主関係）

事務連

事務連絡
令和6年9月25日

大阪府に拠点を持つ発・着荷主の皆様

近畿運輸局自動車交通部貨物課長
中国運輸局自動車交通部貨物課長
四国運輸局自動車交通部貨物課長
九州運輸局自動車交通部貨物課長

トラック物流2024年問題解決に向けたご理解・ご協力について

経済の血流である「物流」、その多くを担う「トラックドライバーの労働環境の改善」、またその原質となる「適正な運賃」の収受が国の喫緊の課題となっています。

特に西日本の発地である中国・四国・九州のトラック運送事業者では物流の継続に向けた不安が広がっており、まずは主な貨物の集積地である大阪地域に拠点がある発・着荷主の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

その解決に向けて去る令和6年5月15日（水）「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び「貨物自動車運送事業法」が改正・公布され、現在施行に向けた議論が進んでいます。改正法が施行された場合は、これまで以上に発荷主だけでなく、着荷主の皆様にも物流効率化に向けた努力義務が課せられます。

そのため、今回法律の施行を待たず、西日本の各運輸局が合同で周知させていただくこととしました。トラック物流2024年問題に関する主な項目と内容を別添のとおりまとめておりますので、ご覧いただくとともに、物流部門だけでなく、経営幹部の皆様にも課題の認識、解決に向けてのご検討をいただくとともに、更なる取り組みを推進いただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】本件にかかるお問合せは以下の各運輸局まで御連絡ください。
近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447・中国運輸局 自動車交通部 貨物課 082-228-3438
四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773・九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528

物流2法関係資料

改正物流法の概要 (R6.5.15公布)

2024年問題解決に向け、政府は様々な施策を実施し、機会を捉えて改正法を行いました。

改正法が定める主な事項

- 1. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 2. トラックドライバーの労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 3. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）

改正法が定める主な事項

- 1. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 2. トラックドライバーの労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 3. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）

改正物流法の概要 (R6.5.15公布)

2024年問題解決に向け、政府は様々な施策を実施し、機会を捉えて改正法を行いました。

改正法が定める主な事項

- 1. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 2. トラックドライバーの労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 3. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）

改正物流法の概要 (R6.5.15公布)

2024年問題解決に向け、政府は様々な施策を実施し、機会を捉えて改正法を行いました。

改正法が定める主な事項

- 1. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 2. トラックドライバーの労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 3. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）

改正物流法の概要 (R6.5.15公布)

2024年問題解決に向け、政府は様々な施策を実施し、機会を捉えて改正法を行いました。

改正法が定める主な事項

- 1. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 2. トラックドライバーの労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）
- 3. トラック事業者の労働環境改善（労働時間、賃金、安全対策）

トラックGメン関係資料（オンライン説明会／違反原因行為）

国土交通省 トラック荷主特別対策

「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会のお知らせ

国土交通省では問題解決の為、**オンライン説明会を毎月開催**しており、**今月では以下の日で行います。**

説明会では、皆さんのご質問・ご意見に随時お答えしたいと思いますので、是非以下から登録ください。

令和6年10月25日(金) 10:00-15:00 (同日2回開催)

問題意識等登録フォーム
https://forms.office.com/r/Zhrmu9Dxk2

トラック物流の2024年問題とは？

2024年4月以降、トラックドライバーの就業時間が「年960時間まで」に制限され、それ以上稼働した貨物が減るようになる貨物が減るといふ懸念があります。

労務員の適切な転籍のための価格交渉に関する指針 (R5.11.29)

内閣府及び公正取引委員会 は指針を決定・公表しました。

指針として従来より、労務員の転籍を促進し、労務員の確保を促すこととされています。

国土交通省 トラック荷主特別対策からのお知らせ

トラックGメン がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支援、荷前現場周辺などのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラックGメンとは？

国土交通省は、荷主事業者の就業や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため、国土交通省が設立した専門部隊です。「プッシュ型情報収集」の他、違反原因行為の発生防止、労務者の確保、元請事業者等に対する「働きかけ」や「要請」等を行い、働きかけの促進を図ることを目指しています。

【働きかけの事例】 【要請の事例】

ケース1 労務者の確保不足の解消
ケース2 労務者の確保不足の解消
ケース3 労務者の確保不足の解消
ケース4 労務者の確保不足の解消

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為の発生を繰り返している、働きかけの効果が認められない場合は、「働きかけ」や「要請」等を行い、働きかけの促進を図ることを目指しています。

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者の法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

法的に長い待ち時間 合理的な到着時間の設定 過酷になるような依頼

過渡的・急激な運賃反落 急激な運賃反落を招く 急激な運賃反落を招く

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

違法・乱金の不当な依頼

法的にない拘束業務

既成気候の運行指示

該当する事実があれば、改善の必要があります。
(「トラックGメン」の指摘は、行政処分の決定・実施には必要ありません。その場限りです。)

【電話でのお問い合わせ先】国土交通省の運輸局まで御連絡ください。

合同パトロール配布物（トラックドライバー関係）

（目安箱／Gメン制度／オンライン説明会／トラックGメン活動報告）

国土交通省 近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください

恒常的に長い荷待ち時間
過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。

無理な到着時間の設定
最高速度違反を招くおそれがあります。

過積載になるような依頼
過積載運行を招くおそれがあります。

異常気象時の運行指示
輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼（契約）にない附帯作業（貨物への値札ラベル貼りをさせられるが料金が支払われない、など）
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのお問い合わせ先】国土交通省の各運輸局に御連絡ください。

近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447 中国運輸局 自動車交通部 貨物課 092-228-3438 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773 九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528

「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】

【働きかけ後の改善事例】

依頼（契約）になかった附帯作業（食品製造卸会社・真荷主等）
-改善策- 作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結

長時間の荷待ち（製造業・発荷主）働きかけ後の再発により要請に
-改善策- 「入庫時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付達の倉庫を「中継地点」として活用」などを実施

目安箱（具体的なイメージ）

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - 長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
 - いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
 - 加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業種
 - 農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
 - 会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※国土交通省からの連絡不可/お問い合わせいただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等（働きかけ・要請の対象）から情報提供元が特定されないよう配慮します。

国土交通省トラック荷主特別対策室

「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会のお知らせ

国土交通省では問題解決の為、**オンライン説明会を毎月開催**しており、**今月は以下の日程で行います。**

説明会では、皆さんの問題意識・ご質問にお答えしたいと思いますので、是非以下からご登録ください。

令和6年10月25日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

問題意識等登録フォーム

<https://forms.office.com/r/Zhrmu9Dxt2>

※参加者の問題意識や業種などを考慮のうえ説明会の内容を構成しますので、事前の入力にご協力ください。（個人情報の収集は行っていません。）

トラック物流の2024年問題とは？

2024年4月以降、**トラックドライバーの残業時間が「年960時間まで」に制限**され、それ以上残業して貨物が運べなくなる＝運べる貨物が減るといった懸念のこと。

【2024年度は物流への影響】具体的な対応を行わなかった場合、2024年度には**輸送能力が約14%（4億トン相当）不足**する可能性あり。2023年度には**輸送能力が約34%（9億トン相当）不足**する可能性あり。

制度改正の内容	現行	改正後（令和6年4月～）
時間外労働規制（労働基準法）	なし	960時間（90日、720時間）
拘束時間（労働時間・休憩時間）（改善基準告示）	【1日あたり】 原則13時間以内、最大16時間以内 ※15時間超過は1週間2回以内	【1日あたり】 原則13時間以内、最大15時間以内。 ※長期障害者は改正後16時間 ※4時間超過は1週間2回以内
拘束時間（労働時間・休憩時間）（改善基準告示）	【1ヶ月あたり】 原則、293時間以内。 ただし、労働協定により、年3,516時間を超えたり、協定内で、320時間まで延長可。	【1ヶ月あたり】 原則、年3,300時間、284時間以内。 ただし、労働協定により、年3,400時間を超えたり、協定内で、310時間まで延長可。

しかし、問題の本質は、労働環境が過酷なことによる**長期的なドライバー不足**。発・着荷主など関係者全員の協力で**商慣行を見直す必要があります。**

トラックGメン、活動中！

荷主等の監視強化を目的に令和5年7月21日に発足した**トラックGメン**、我々が現在までどのような活動を行ってきたか紹介いたします。

【パトロールの積極的な実施】

パトロール先拠点数約 **2,000** か所（R5.7.21～R6.8.31の実績）

全国各地でパトロールを実施

（実施例）

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
 - ・違反原因行為の防止を呼びかけ
 - ・荷待ち状況の実態確認
 - ・運賃交渉への誠意を持った対応を要請
 - ・要請を受けた荷主等への改善状況を確認
 - ・オンライン説明会への参加を呼びかけ

※参加者の問題意識や業種などを考慮のうえ説明会の内容を構成しますので、事前の入力にご協力ください。（個人情報の収集は行っていません。）

（荷主等への呼びかけの内容【一例】）

「ちょっと嫌だよ」何気ない一言がトラックドライバーに無理をさせ、違反を犯す原因行為となる。「積極的な連携」を促して荷主等と交渉するよう運輸局が背中を押している。真摯に対応して欲しい。

【毎月オンライン説明会を実施】

これまで約 **2,200** 人が参加（令和5年8月1日から毎月1回実施）

トラック運送事業者のほか、荷主等を含む多くの参加者が評価！

（参加者コメントの一部）

- 役に立つと思う
- 役に立つ機会を
- ネット統一化の推進しが分かってよかった。
- 今後の残業時間の法定改正内容が分かり、対応準備に役立ってます。

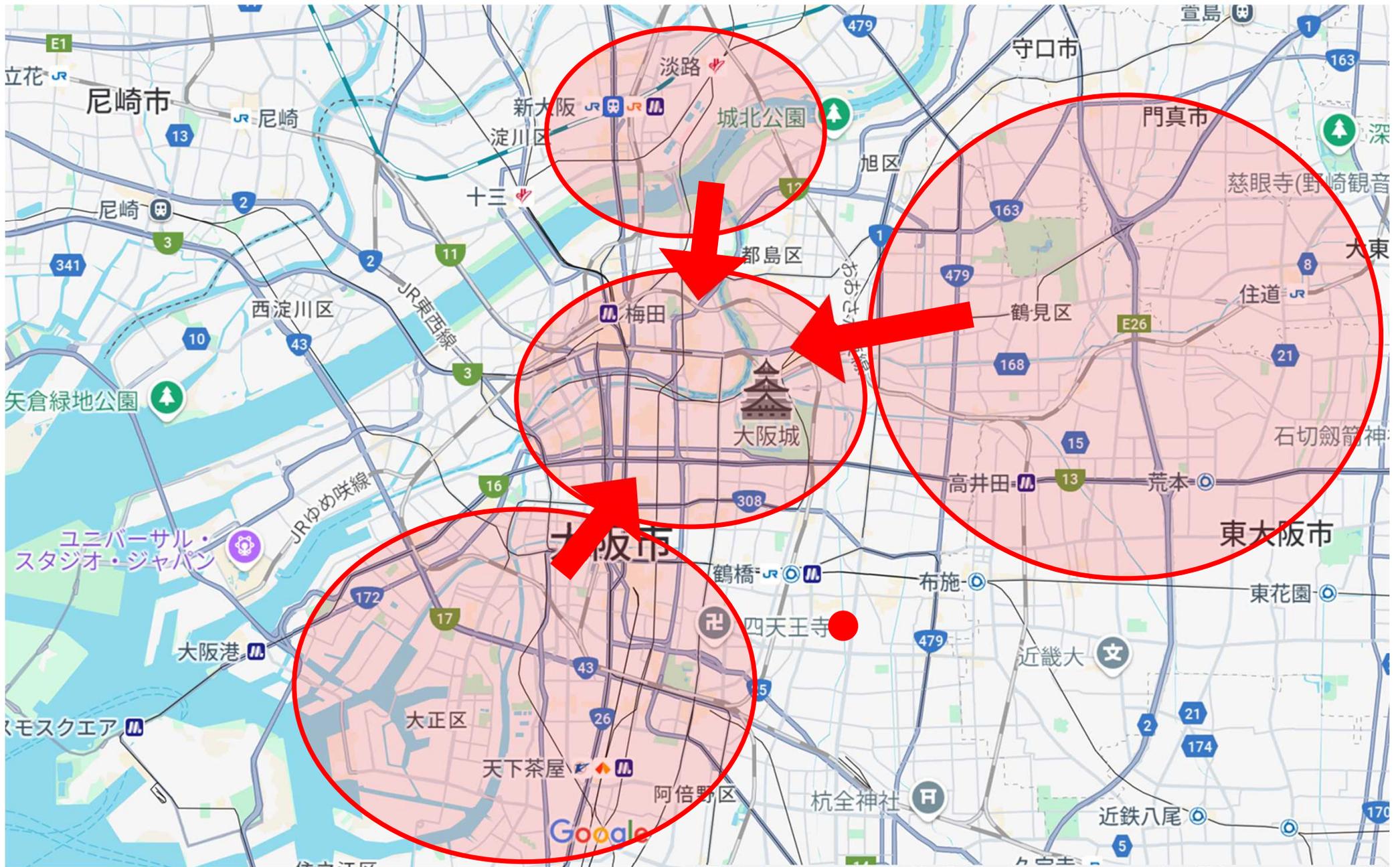
【主な説明内容】

トラックGメンはトラック事業者に寄り添う存在であること、荷主等による、運賃の不当な据置きは改善指導対象になり得ること。違反原因行為の類型、働きかけによる改善例、標準的な運賃、2024年問題に関する背景、政策の具体的な内容、物流効率化の事例、関係各者からのトピック等。

パトロール先への参加を呼びかけ、真摯な意見収集の必要性など、トラック事業者が関係者全員の意見を取り入れることについて説明しています。

トラックGメンは、今後もトラック事業者に寄り添い、積極的に活動していきます！お困りごとを是非ご相談ください。

西日本4局トラックGメン合同パトロール活動エリア図



西日本4局トラックGメン合同パトロール 結果について

		A班 大阪東部エリア	B班 大阪中央エリア	C班 大阪南部エリア	D班 大阪北部エリア	合計
メンバー (班編成)		近畿1,中国1,四国1, 九州1	近畿2,中国2	近畿2,中国2,四国1	近畿2,中国3,九州1	19
実績(件)						
運転者聴取		4	0	0	0	4
働きかけ		0	0	0	0	1
荷主等 ヒアリング		0	0	0	0	3
荷主等 パトロール		1	13	5	14	33
パトロール 内訳	資料配布	0	2	0	9	11
	資料投函	0	0	0	1	1
	現地確認	0	6	0	0	6
	面談実施	1	5	5	4	15
パト実施 荷主種別	元請トラック事業者	1	0	1	0	2
	建設関係	0	2	0	1	3
	食品・飲料・卸	0	7	0	4	11
	製品・メーカー	0	4	4	9	17

西日本4局トラックGメン合同パトロール 面談等実施状況(一部)

班	訪問先	面談	パトロール結果
A	元請物流事業者	○	専務対応。親会社（メーカー）の荷物96%。 目安箱と荷主等パトロールで匿名でメッセージを届けていることを教示。 荷主に運賃交渉に応じるよう言っているので、協力会社にもちゃんと払うよう教示。 付帯業務で困っているとのこと。
B	食料・飲料・卸	○	物流担当チーフ対応、物流について積極的に取り組んでいる様子。運賃もあげている とのこと。着荷主への付帯業務削減要請もし、聞かない着荷主からは売らない。しかし 購買量が多い事業者との縁は切りにくいとのこと。
C	メーカー	○	物流関連二法改正について興味を持たれている様子。特定荷主はグループ会社にも 適用されるか気にしていた。
C	元請物流事業者	○	常務取締役対応、トラック事業者の立場が強くなっており、利用運送契約の見積もり を取っても1週間後の配達予定日には配車が難しいと断られる事もある。運賃は上 がっても対応できるが、車両が手配できるかどうかの瀬戸際になっており、物流2024年 が現実になっていることを実感。 真荷主との運賃交渉は難航するも、半年前に標準運賃改正と同じ上がり幅で運賃 アップに成功。高速料金もほぼ収受できている。
C	メーカー	○	アパレル、化学品、取り扱いの商材の幅は広い。営業部門それぞれが、物流会社を手 配。荷待ちについて時間改善している。 コストの部分について、助成があれば対応できる。 業界団体の集まりがあるのでその場でも共有したい。
D	食料・飲料・卸	○	担当者不在のため、人事課員と立ち話。2024問題やトラックgメンについてはご存知 だった。社員向けに、2024問題の研修もしたとのこと。トラックドライバーも講師に招いた とのこと。

実績まとめ

- ・ パトロール立ち寄り先33件は実質3班で平均11件。うち面談、チラシ手交等実際荷主等と接触できたのは26件、同平均約9件、**1日のアポ無し訪問実績としては一定の成果が得られた**と考える。
- ・ 面談できた荷主等では、2024年問題に向けた対応に**一定の理解**を示すものが多かった。
- ・ **トラックが確保しづらくなった**との2024問題の顕在化を示す荷主等の声もあった。
- ・ 「物流のことは物流事業者、又は荷主等の物流担当者が解決すべき課題」など、**無関心な態度を示す荷主担当者も一定数いた**との報告があった。
- ・ 発荷主からは、**着荷主の卸地での荷待ち、附帯業務の要求**など発荷主が是正を要求しても実現しない事例があり、**ジレンマ**となっている事実も聴取できた。
- ・ 更に、アポ無しでは面会を取りつがなない荷主、担当者不在の荷主もあり、こうした口スをどのように効率化するかについては課題を感じる声に参加者からあった。
- ・ 参加したGメンからは、**荷主パトロール**について、情報提供者の「**身バレ**」を防ぐほか、「**直接の説明による理解度向上、荷主の認識把握**」などの**メリット**をあげる声があった。

合同パトロール・荷主対応の今後について

- ・ **合同パトロール**は効率化等課題を改善したうえで、**今後も継続の方向で検討（時期・場所は要検討）**。
- ・ 発荷主に是正を促すためにも、原因となっている着荷主に対する**ジレンマ**を解消する必要がある。より上流の「**着荷主**」への**アプローチ**に向けて**対応を継続**。
- ・ **無関心な態度**を示す荷主等がいる一方で、**輸送力減少を実感し危機感**を持つ荷主もいる。前者に対し、後者の感覚をどう感じてもらうか。理解してもらえる説明方法、資料も検討。